

# 障害福祉サービス事業等の指定申請のてびき



この資料は、平成30年3月現在の制度等に基づいて、平成30年4月からの中核市移行準備のため、作成したものです。今後、変更の可能性があることにご留意ください。

平成30年3月  
福島市 健康福祉部 障がい福祉課

# < 目 次 >

## I 概 要

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 福島市が指定を行うサービス種類・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3. 指定の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
4. 指定に係る手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## II 指定申請について

1. 指定申請のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
2. 事前相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
3. 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
4. 申請方法・申請先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
5. 障害福祉サービス事業等の開始届・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
6. 障害者支援施設設置届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
7. 指 定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## III 法令・指定基準等について

1. 主な法令・通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2. 障害福祉サービス事業等の形態について・・・・・・・・・・・・ 9
3. 障害福祉サービス事業等の人員・設備基準等について・・・・ 10
4. 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## IV その他必要な手続き

1. 介護給付費等算定届について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
2. 変更届等の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

## V その他必要な手続きについて

1. 主たる対象者の特定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
2. 人員配置基準に必要な項目の算出方法について・・・・・・・・ 13
3. 契約等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
4. 介護給付費等の請求について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

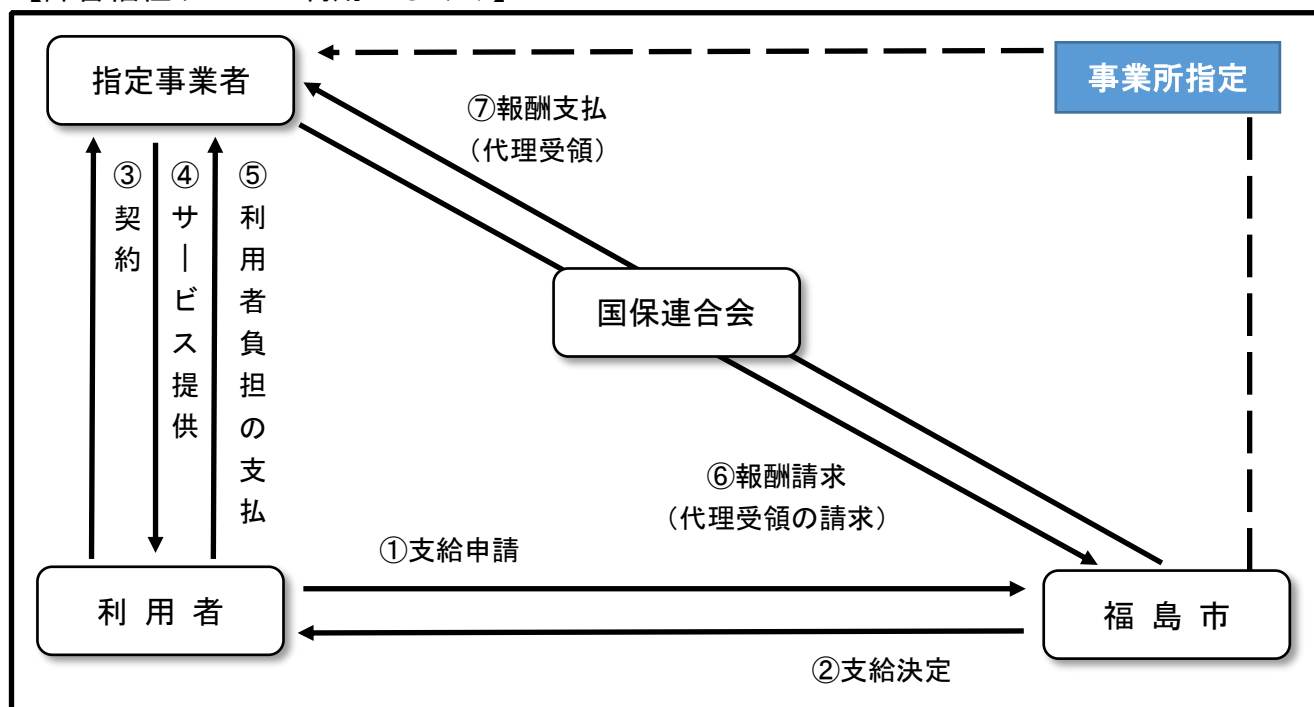
# I 概要

## 1. はじめに

障害福祉サービス事業等を提供する事業者は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」第29条第1項の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（または指定都市・中核市の市長）の指定を受ける必要があります。

このてびきは、障害福祉サービス事業等の指定を受けるために必要な要件や、手続きの方法を説明するものですので、申請を行う前の参考としてください。

### 【障害福祉サービス利用のしくみ】



## 2. 福島市が指定を行うサービス種類

<p><b>【介護給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 居宅介護</li><li>○ 重度訪問介護</li><li>○ 同行援護</li><li>○ 行動援護</li><li>○ 生活介護</li><li>○ 短期入所</li><li>○ 重度障害者等包括支援</li><li>○ 療養介護</li><li>○ 施設入所支援</li></ul>	<p><b>【訓練等給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自立訓練（機能訓練）</li><li>○ 自立訓練（生活訓練）</li><li>○ 就労移行支援</li><li>○ 就労継続支援A型</li><li>○ 就労継続支援B型</li><li>○ 共同生活援助</li></ul> <p><b>【相談支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定相談支援（計画相談支援）</li><li>○ 一般相談支援（地域移行支援・地域定着支援）</li><li>○ 障害児相談支援</li></ul>
---	---

※平成30年度から、就労定着支援、自立生活援助、共生型サービスが新たに加わります。

### 3. 指定の要件

障害福祉サービス事業等を提供する事業者の指定は、障害者総合支援法第 36 条及び福島市の条例の規定に基づき、

- ① 法人格を有すること
- ② 事業所又は施設の指定基準を満たすこと
- ③ 適正な運営が見込めること

を要件として、「サービスの種類ごと」「事業所ごと」に行います。

#### (1) 事業者・施設の責務について（障害者総合支援法第 42 条、第 51 条の 22）

①	関係機関と連携を図りつつ、障がい者等の意向、適性、障がいの特性その他の事情に応じてサービス提供を効果的に行うよう努めること。
②	提供するサービスの質の評価を行い、必要な取り組みを行うことにより、サービスの質の向上に努めること。
③	障がい者等の人格を尊重するとともに、関係法令を遵守し、サービスを提供すること。

#### (2) 指定基準について（障害者総合支援法第 43 条、第 44 条、第 51 条の 23、第 51 条の 24） サービスの種類ごとに以下の 3 つの視点から、指定基準が定められています。

人員基準	従業者の知識、技能、資格、人員配置等に関する基準
設備基準	事業所に必要な設備等に関する基準
運営基準	サービス提供にあたって、事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施するうえで求められる運営上の基準

#### (3) 最低基準について

障害福祉サービス事業のうち、療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型については、最低基準も満たす必要があります。

指定基準・最低基準を満たしていない指定事業者等に対し、福島市は、改善勧告、改善命令、指定取消し等の処分を行うことができます。（障害者総合支援法第 48 条、第 49 条、第 50 条）

## 4. 指定に関する手続き

### (1) 新規指定

新たに事業を実施しようとする法人は、「Ⅱ 指定申請について」を参照してください。  
指定は、サービスの種類ごとに行いますので、既に指定を受けている法人であっても、他の種類のサービスを行う場合は、改めて指定申請を行う必要があります。

### (2) 指定変更

供給量調整のため、以下の場合には、指定の変更を申請する必要があります。

①	指定障害福祉サービス事業者が、「生活介護」及び「就労継続支援B型」の障害福祉サービスの量を増加しようとするとき。
	※減少させる場合には、「Ⅳ その他必要な手続き」の「2. 変更届等の提出について」により、変更の届出（運営規程に定める利用定員の変更）を行うこととなります。
②	指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき、又は入所定員（施設障害福祉サービスの「施設入所支援」及び「生活介護」に限る。）を増加しようとするとき。
	※入所定員の減少、「施設入所支援」及び「生活介護」以外の施設障害福祉サービスの増加は、「Ⅳ その他の必要な手続き」の「2. 変更届等の提出について」により、運営規程に定める利用定員変更の届出を行うこととなります。

### (3) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則6年間です。指定通知書に有効期間が記載されますので、有効期間が終了するまでに、更新の手続きが必要となります。

## Ⅱ 指定申請について

### 1. 指定申請のスケジュールについて

指定日（事業開始が可能となる日）は、毎月1日を基本とします。

事前相談、申請受付後に審査いたしますので、指定申請書類は、事業開始（希望）日の約2か月前までに提出してください。

審査が混み合う場合もありますので、事前に電話予約の上、早めにご相談ください。

（担当者不在の場合がありますので、来庁される際は必ず電話で予約をお願いします。）

○ TEL 024-525-3748（障がい庶務係直通）

### 2. 事前相談【事業開始希望の概ね2か月半以上前】

#### （1）法人格の確認

法人格を所有しているかどうか。

所有していない場合、新たに法人立上げの進捗を確認いたします。

#### （2）社会福祉事業の実施に係る適性の確認

①	社会福祉事業の実施に係る動機の確認
②	実施予定のサービスを選択した理由
③	事業者としての理念及び方針の確認 （障害者総合支援法の趣旨に沿っているか）

#### （3）事業計画の確認

①	事業実施計画の確認 （支援内容、訓練内容、生産活動内容、プログラムがわかるものを提出願います。）
②	収支予算の確認（事業の継続性及び安定性の確認） 就労継続支援A型：事業収益から利用者の最低賃金を保障できるか。 就労継続支援B型：事業収益から利用者の工賃を月3,000円以上保障できるか。 福祉事業会計と就労支援会計は区別されているか。 自立支援給付費は、利用者の賃金や工賃に充ててはいけません。 売り上げから経費を差し引いた金額は、利用者に支払う必要があります。

#### （4）人員、設備、運営の概要確認

①	○資格要件のある職種（管理者、サービス管理責任者等）の就任予定者の確認 従業者の人数は足りているか。
②	○図面による設備基準の確認 建築図面に訓練・作業室、多目的室等、指定基準における部屋の名称が記入されているか。 面積が不足していないか。
③	○管理者及びサービス管理責任者に対する運営基準の把握状況の確認 サービス利用者の対象要件、対象利用者等を把握しているか。

(5) 法令に基づく必要な手続きの確認

①	都市計画法	○市街化調整区域ではないことの確認 市街化調整区域では、開発審査会の開発許可を受けなければ、新築、増改築及び既設建物の用途変更はできません。許可の条件には厳しい制限がかかります。
②	建築基準法	○建物用途や建築基準の確認 新築・増築の場合は、検査済証（写）、用途変更の場合は、検査済証（写）と完了届（写）を提出願います。
③	消防法	○建物用途に応じた消防設備 建物の使用開始前に防火対象物使用開始（変更）届を消防署に届け出る必要があります。届出書（写）を提出願います。
④	食品衛生法	○飲食店の営業許可に関すること ○給食施設設置届に関すること 一日 50 食以上提供する場合には、特定給食施設等の給食開始届に関すること
⑤	その他作業内容に応じた他法令の手続き	

**3. 提出書類【事業開始希望の概ね2か月前まで】**

(1) 主な提出書類

①	申請書	
②	付表	
③	参考様式	添付書類
④	その他添付資料	

(2) 提出部数

提出書類は、2部（正本・副本）作成し、副本は申請者において保管してください。

(3) 複数の事業所、複数のサービスの種類を申請する場合

①事業所ごとに申請書を作成してください。

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の申請を行う場合は、申請書は1部で結構です。

※事業所単位の添付書類で重複するものは1部で結構です。

②サービスの種類ごとの付表に必要な事項を記入し、必要な添付書類を作成してください。

## 4 申請方法・申請先

### (1) 申請方法

必要書類を全て揃えた上で提出してください。書類が揃っていない場合は、受付できないことがあります。

申請書類は郵送でも構いません。

※平成 30 年 3 月現在、福島市が中核市に移行後の、4 月からの障害福祉サービスの指定に係る手数料の必要ありません。

### (2) 申請先

〒960-8601 福島市五老内町 3 番 1 号

福島市 健康福祉部 障がい福祉課 障がい庶務係

TEL: 024-525-3748

FAX: 024-533-5263

Email: [syougai@mail.city.fukushima.fukushima.jp](mailto:syougai@mail.city.fukushima.fukushima.jp)

## 5. 障害福祉サービス事業等の開始届

障害者総合支援法第 79 条の規定に基づき、障害福祉サービス事業を開始するにあたっては、指定申請とは別に、「障害福祉サービス事業等開始届出書」の届出を福島市に行う必要があります。

①	届出の対象となる事業	障害福祉サービス事業
②	届出様式	(様式第 1) 障害福祉サービス事業等開始届出書

## 6. 障害者支援施設設置届（障害者支援施設のみ）

社会福祉法第 62 条の規定に基づき、障害者支援施設を設置し、その事業を開始するにあたっては、施設入所支援等の指定申請とは別に、「障害者支援施設設置届」の届出を福島市に行う必要があります。

また、社会福祉法人以外の法人が、障害者支援施設を設置し、その事業を開始するにあたっては、施設入所支援等の指定申請とは別に、その開始前に福島市の許可を受ける必要があります。

施設の届出や許可申請を行うにあたっては、事前の協議が必要です。事前協議は、施設の基本設計等の計画段階前から行ってください。

## 7. 指 定

- 審査の結果、基準を満たす事業者は、指定障害福祉サービス事業者として指定します。
- 指定は原則として、毎月 1 日です。指定日より事業開始が可能です。
- 指定にあたっては、指定日や事業所番号が記載された指定通知書を送付します。
- 指定された事業者の情報については、報酬の審査・支払のため、福島県国民健康保険団体連合会に提供されます。



### Ⅲ 法令・指定基準等について

指定を受けるには、各種法令に基づく基準等を満たす必要があります。

#### 1. 主な法令・通知

基本法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則		
指定基準関係法令	障害福祉サービス	指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
		最低基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
		解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
	障害者支援施設	指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
		最低基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
		解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について
	地域相談支援	指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
		解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
	計画相談支援	指定基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
		解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
	障害児相談支援	指定基準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
		解釈通知	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について
報酬関係	障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	
		解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

報酬関係	支援 地域相談	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	
	支援 計画相談	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	
	相談支援 障害児	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準	
福島市条例	障害福祉サービス	指定基準	福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
		最低基準	福島市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
	障害者支援施設	指定基準	福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
		最低基準	福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

※厚生労働省の法令・通知は、厚生労働省ホームページで確認いただけます。

「厚生労働省法令等データベースサービス」 <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>  
 指定基準等 法令検索（目次検索）→第9編社会・援護→第2章障害保健福祉  
 解釈通知 通知検察（目次検索）→第9編社会・援護→第2章障害保健福祉

## 2. 障害福祉サービス事業等の形態について

### (1) 一体型事業所（複数の場所の事業所を一体的に管理運営するもの）

同じ事業を複数の場所（事業所）で実施し、下表の要件を満たし、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが一体的に行われているとみなせるものについては、一つの事業所として指定することができます。

①	利用定員 (規模)	○主たる事業所、従たる事業所の合計で、20人以上（施設入所支援、就労継続支援A型）であること。 ○主たる事業所、従たる事業所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること。 (生活介護・自立訓練・就労移行支援6人、就労継続支援10人)
②	人員配置	一つの事業所としての人員配置のほか、直接サービス提供職員は、それぞれ事業所ごとに専従常勤職員を1以上配置していること。
③	事業運営	○利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること。 ○事業所間で相互支援の体制があること。 ○事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一体化されていること。 ○職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること。 ○人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること。 ○事業所間の会計管理が一元化されていること。
④	地域的配置	主たる事業所と従たる事業所は、同一の日常生活圏域にあって、サービス管理責任者の業務遂行の支障の無い距離にあること。 (主たる事業所と従たる事業所の間は、通常の移動手段により、概ね30分以内で移動可能な範囲を目安とするが、個別案件により判断するため、事前に相談すること。)

### (2) 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型として指定することができます。なお、多機能型であっても、事業者の指定は事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となります。

①	利用定員 (規模)	○多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること ○事業所それぞれについて、事業ごとに定める最少利用人数以上であること (生活介護・自立訓練・就労移行支援6人、就労継続支援10人)
②	サービス管理 責任者の配置	多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置する。
③	設備	サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能

#### ※自立支援給付費について

多機能型の報酬単価は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定されます。ただし、加算はサービスごとの定員に応じた定員区分により算定されます。

### (3) サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として事業所ごとの平均障害支援区分に基づき設定されますが、障がいの程度に応じて専門性の高い支援を行えるよう、一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において複数の「サービス提供単位」を設けることができます。

①	対象範囲	人員配置算定に障害支援区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援
②	サービス提供単位の考え方	○原則は、一つの事業所に一単位 ○ただし、下記【判断基準】の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該単位ごとに平均障害支援区分を算定する。
③	サービス管理責任者の配置	○事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置
④	自立支援給付費	○事業所全体の定員規模により算定する。 ○ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位により算定する。
<b>【判断基準】</b> ○サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。 ○同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。 ○設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。 ○サービス提供単位ごとに利用者の障がい種別が異なり、単位ごとに異なるプログラムが提供されている、又は同一障がい種別の場合は、日中・夜間を通じ、異なる内容のプログラムが提供されている。 ○各サービス提供単位の最少利用人員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小人員とする。 (療養介護及び生活介護 20 人、施設入所支援 30 人)		

### 3. 障害福祉サービス事業等の人員・設備基準等について

障害福祉サービス事業の指定申請にあたっては、7~8 ページに記載した基準省令等をご確認ください。

#### 4. 用語の定義

用語	定義
常勤換算方法	<p>障害福祉サービス事業所の従業者の勤務述べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法（小数点第2位以下切り捨て）のこと。</p> <p>&lt;計算例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆基準人数算出            当該法人の常勤従事者の週あたり勤務時間が40時間、利用者数20人の事業所で、基準上利用者数を6で除した数以上の員数を必要とする場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準人数算出 20人(利用者数)÷6=3.33… → 3.3人(基準人数)</li> <li>・必要勤務時間数 40時間/週×3.3人=132時間/週</li> </ul> </li> <li>◆従事者常勤換算            当該事業所の予定勤務体制が、勤務時間延べ135時間/週(週40時間勤務従業者が2名、週30時間勤務従業者が1名、週25時間勤務従業者が1名)の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者勤務換算 135時間÷40時間=3.375 → 3.3人(常勤換算)</li> </ul> </li> <li>◆∴この場合、人員基準を満たしている。</li> </ul>
勤務延べ時間数	<p>勤務表上、障害福祉サービス事業の提供に従事する時間として、明確に位置づけられている時間又は当該事業の提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数。</p> <p>なお、従業者一人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。</p>
常勤	<p>障害福祉サービス事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たす。</p>
専従	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないこと。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス提供単位を設定する場合は、サービス提供単位ごとの提供時間）をいい、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。</p>

## IV その他必要な手続きについて

### 1. 介護給付費等算定届について

指定申請にあわせて、給付費を算定する際の加算項目等を「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等によって、福島市に届け出る必要があります。

#### ※介護給付費等算定届と請求について

介護給付費等の請求においては、福島市が介護給付費等算定届の内容（報酬区分や体制加算等）を事業所情報として、福島県国民健康保険団体連合会に提供します。

国保連合会では、事業所から提出された請求データと、福島市から提出された事業者情報の内容の整合性の点検が行われ、相違があるとエラーと判定され、返戻となります。

届出を行う際は、各加算等の算定要件をよく確認いただき、請求の際は、届出の内容に沿って行っていただく必要があります。

また、届出の内容に変更があった場合は、速やかに変更の届出を行っていただく必要があります。

### 2. 変更届等の提出について

指定事業者等は、厚生労働省令で定められている事項に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に福島市に変更届を提出する必要があります。

なお、介護給付費等算定届に係る変更は、変更届の提出時期により、加算項目等の算定開始時期に影響しますので、注意してください。

#### ● 算定開始時期の取扱い（原則） ※下記によらない場合があるので注意

①	加算等の算定される単位数が増える場合
	○ 届出が月の15日以前に行われた場合 … 翌月から算定を開始 ○ 届出が月の16日以降に行われた場合 … 翌々月から算定を開始
	※ただし、福祉・介護職員処遇改善加算については、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに届出
②	加算等の算定される単位数が減る場合 又は 加算等が算定されなくなる場合
	届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わない。
	※事業を廃止・休止しようとするときは、1箇月前までに福島市に届出をする必要があります。

## V その他必要な手続きについて

### 1. 主たる対象者の特定について

障害者総合支援法においては、事業者は、障がいの種別にかかわらず、利用者を受け入れることが基本とされています。

ただし、サービスの専門性を確保するため、やむを得ないと認められる場合においては、対象とする障がいの種別（主たる対象者）を特定して事業を実施することも可能とされています。

#### ● 主たる対象者特定の方法

- 運営規程において規定する。
- 指定申請の際に、「主たる対象者（障がいの種別）」と「主たる対象者を特定する理由」を記載した「指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等」（参考様式あり）を添付する。
- 理由は、主たる対象者を特定することがやむを得ないと認められるもの（対象としない障がいの種別についてサービス提供ができない理由）である必要がある。  
（例）知的障がい者に対するサービス提供実績がないため

なお、主たる対象者からサービスの利用申込みがあったときは、正当な理由がなければサービス提供を拒否できません（応諾義務がある）が、主たる対象者以外の者からサービス利用の申込みがあり、サービス提供を行うことが可能な場合には、利用申込者に対する主たる対象者を定めている理由を説明したうえで、サービスを提供しても差し支えありません。

### 2. 人員配置基準に必要な項目の算出方法について

#### （1）利用者数＝前年度の平均利用者数（新規指定の場合は推定数）

①	基本	前年度の全利用者延べ数／開所日数（小数点第2位切り上げ）	
②	開所 もしくは 定員増	前年度実績6月未満 （実績無し含む）	定員の90%
		定員増の場合	前年度の全利用者延べ数／開所日数 ＋ 定員増した人数×90%
		前年度実績6月以上 1年未満	直近6か月の全利用者延べ人数／6か月間の開所日数
③	定員減	減少後実績が 3月以上の場合	減少後3か月間の利用者の延べ数／3か月間の開所日数

#### （2）平均障害支援区分

【算出方法】（平成18年厚生労働省告示第542号より）

{(区分2利用者数×2) + (区分3利用者数×3) + (区分4利用者数×4) + (区分5利用者数×5) + (区分6利用者数×6)} / 総利用者数

※小数点第2位以下四捨五入

※前年度実績1年未満（実績無し含む）の場合は、合理的推定方法による。

### 3. 契約等について

#### (1) 契約者について

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用制度は、利用者が事業者から直接サービスの提供を受ける仕組みですので、利用者本人と事業者の間でサービスの利用に係る契約を締結する必要があります。

#### (2) 契約にあたって事業者が行うべき事項について

##### ① 重要事項の説明

サービスの利用申し込みに際して、事業者・施設の目的、運営方針、事業者・施設の概要及び職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、利用申込者が事業者へ支払うべき費用の内容など、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、書面を交付して懇切丁寧に説明し、当該事業所からサービスの提供を受けることに利用者の同意を得なければなりません。

##### ② 契約の締結

市町村の支給決定を受けた利用者と事業者・施設の間で、サービスの利用に係る契約を締結する必要があり、原則として書面で行う必要があります。

なお、社会福祉法第77条の規定により、社会福祉事業（障害者支援施設：第一種社会福祉事業、障害福祉サービス事業：第二種社会福祉事業）の経営者は、福祉サービスを利用するための契約が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、以下の事項を記載した書面を交付しなければなりません。

- ア 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- ウ 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- エ その他厚生労働省令で定める事項

##### ③ その他

上記①②以外に、事業者・施設として行わなければならない事項として、利用者の受給資格の確認、サービス提供の記録、利用者負担額の受領及び領収証の交付、代理受領による介護給付費等が支払われた際の利用者への通知、個別支援計画の作成等がありますので、指定基準等をよくお読みください。



## 4. 介護給付費等の請求について

### (1) 請求について

介護給付費等の請求は、福島市から支払事務の委託を受けた福島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットによって行っていただきますので、インターネット請求ができる環境を整えるとともに、国保連合会に対して、必要な手続きを行う必要があります。

### (2) 指定後の流れ

- ① 国保連合会からインターネット請求において必要な「テストID」「仮パスワード」「電子証明書発行パスワード」を記載した通知と「請求及び受領に関する届出書」が郵送されます。
- ② 「請求及び受領に関する届出書」に必要事項を記入し、国保連合会に返送。
- ③ 国保連合会から、「本番運用のID、仮パスワード」が届きます。「簡易入力ソフト（請求データの作成及び送信を行うソフトウェア）」「操作マニュアル」をダウンロードしてください。

※電子証明書の発行には手数料がかかります。

### (3) 請求・支払の時期について

介護給付費等の請求は、サービスを提供した月の翌月の10日までに、インターネットにより行ってください。介護給付費等の支払いは、原則としてサービスを提供した月の翌々月の15日（15日が土日祝日の場合は翌営業日）となります。

事業開始後、約2か月半の間は介護給付費等が支払われませんので、ご注意ください。

### (4) 問い合わせ先

インターネット請求に係る準備作業や各種手続き、簡易入力システムへの入力方法などについては、下記ホームページ掲載の様式を使用し、FAXで国保連にお問い合わせください。

○福島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者総合支援担当  
[http://www.fukushima-kokuho.jp/pdf/kaigo/jiritsu\\_3-9v01\\_00.pdf](http://www.fukushima-kokuho.jp/pdf/kaigo/jiritsu_3-9v01_00.pdf)  
TEL 024-523-2822 FAX 024-528-0989